

重要事項説明書等のインターネットへの掲載について

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要	【全サービス】
○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】 （※令和7年度から義務付け）	

出典：「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、事業所内に掲示をしていただいておりますが、令和7年4月4月1日からは、インターネットへの掲載も必要になります。

これまで	事業所内に「書面掲示」
令和7年 4月1日から	事業所内に「書面掲示」 + 「インターネットに掲載」

○インターネットへの掲載について

掲載する場所は次のいずれかになります。（1）に掲載した場合は（2）は任意です。

- （1）事業所のホームページ
- （2）情報公表システム

事業所のホームページがない場合は（2）に掲載します。

※ 掲載は「事業所」ごとに行う必要があります。

○情報公表システムの掲載方法

- （1）情報公表システムにログイン
- （2）手順3 事業所の特色をクリック
- （3）法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧
利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）
「ファイルを選択」から書類を選択してアップロード
- （4）記入した内容をチェックして登録する」をクリック

